

資料一 3

国が進める中学校部活動の地域展開について

1 国の取組の経過

◆R2. 9月 「学校の働き改革を踏まえた部活動改革」

- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、学習指導要領に位置付けられた活動である。
- ・これまでの部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとって望ましい指導が受けられない場合が生じる。
- ・部活動は必ずしも教師が担う必要がない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築。
- ・R5 年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動指導を望まない教員が休日の部活動に従事しないこととすること等が示された。

◆R4. 12月 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

- ・学校部活動の地域連携や地域移行について、R5 年度から R7 年度までの 3 年間を「改革推進期間」と位置付け、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方や、新たな地域クラブ活動の整備のために必要な対応が示された。

2 国の令和7年度の主な動向について

(1) 国の有識者会議の提言 (R7. 5. 16)

《提言のポイント》

- ・R8 年度からの 6 年間を「改革実行期間」とする
- ・R8 年度から休日に加えて平日でも取組を進める
- ・R13 年度までに休日は全ての部活動で移行を目指す
- ・「地域移行」を「地域展開」と名称変更
- ・民間クラブでの活動費について、保護者負担額の目安を示すよう国に求める
- ・クラブの信頼性を国と地方公共団体で担保する仕組みの構築を要請

(2) 文部科学大臣の記者会見 (R7. 5. 20)

《発言のポイント》

- ・今年の夏ごろを目途に、民間クラブでの活動費の保護者負担額の目安やその費用の範囲を示す。
- ・地域クラブ活動の認定制度の構築、地方公共団体への十分な財政支援、相談窓口の設置、

アドバイザーの派遣など、地方公共団体へのきめ細かなサポートを実施する。

- ・地域の様々な課題に対応していきながら、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進していく。

(3)「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」骨子及び別冊資料に関する意見募集 (R7.5.16)

《ガイドライン骨子のポイント》

- ・目標期限:2031年度までに、休日の部活動における原則全ての「地域展開」を実現する。
- ・「改革実行期間」:2026年度から2031年度までの6年間を新たな改革期間とする。
- ・名称変更:「地域移行」ではなく、地域全体で支えるという趣旨で「地域展開」という表現を用いる。
- ・平日の移行:平日の部活動も、この期間中に地域クラブ活動への移行を順次目指す。
- ・質の確保:地域クラブ活動の質を保証するため、一定の基準を満たした団体を認定する「認定制度」を創設する。
- ・指導者支援:多様な指導者の確保（人材バンク等）や、教員の兼職・兼業の手続き円滑化を進める。
- ・保護者負担:地域クラブ活動への参加費用は原則として保護者が負担する形になる見込み。